

入札公告

有田市民球場改修工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和2年3月18日

有田市長 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 工事年度・工事番号 | 令和元年度（繰）第 号 |
| (2) 工 事 名 | 有田市民球場改修工事 |
| (3) 工 事 場 所 | 有田市宮崎町地内 |
| (4) 工 事 概 要 | ・既設銀傘の解体撤去工事 1.0式
・防球ネット設置工事（H=GL+30.0m、L=106.8m） 1.0式
・バックネット改修工事（H=9.7m、L=36.6m） 1.0式 |
| (5) 工 期 | 令和2年10月20日まで |
| (6) 予 定 価 格 | 149,930,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| (7) 最 低 制 限 価 格 | 127,440,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| (8) 施 工 形 態 | 単体企業 |
| (9) 支 払 条 件 | 前 金 払 有
中 間 前 金 払 有
部 分 払 有（5回まで） |
| (12) 契 約 の 保 証 要 | |
| (13) 契 約 不 適 合 責 任 期 間 | 2年間（ただし受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、民法の定めるところによる。） |
| (14) 議 会 の 議 決 | 不要 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 公告日現在において、有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）又は入札参加資格申請書における委任先事業所（支社・営業所等）が有田市内にあり、過去2年間に有田市が発注する建築一式工事部門の指名競争入札に参加した実績のある者であること。
- (5) 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの期間内であるもの。）が600点以上の者であること。

- (6) 平成31年2月1日以降落札決定に至るまで引き続き建設業法に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年有田市訓令第2号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年有田市訓令第47号）に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (10) 建築一式工事の監理技術者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）を当該工事に専任で配置できる者であること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者の閲覧を制限するものとする。
 - ア 閲覧期間 令和2年3月18日（水）から令和2年4月3日（金）までの有田市の休日を定める条例（平成3年有田市条例第23号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで
 - イ 閲覧場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750
- (3) 技術資料作成要領及び設計図書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 (2)のアに同じ
 - イ 交付場所 (2)のイに同じ
 - ウ 技術資料作成要領及び設計図書等の交付を希望する者は、未使用のCD-R（書き換えが可能なCD-RWは不可。）を持参すること。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には交付しない。
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 令和2年3月27日（金）から令和2年3月31日（火）まで
受付期間最終日は午後4時までとする。
 - イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。（直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。）
 - ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750

F A X 0 7 3 7 - 8 2 - 1 7 2 5

e-mail somu@city.arida.lg.jp

エ 回 答 日 令和2年4月3日（金）

オ 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ（<https://www.city.arida.lg.jp/>）内に掲載する。

カ なお、回答に対する再質問は、受け付けない。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和2年4月7日（火）から令和2年4月13日（月）まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書、工事費内訳書、技術資料を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和2年4月14日（火）午後1時30分から

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所 3階 第1会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 令和元年4月15日（水）

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載するものとする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

8 その他

- (1) 入札参加者は、設計図書等を熟読し応札すること。
- (2) 本公告に記載のない入札・契約条件については、有田市財務規則（昭和55年有田市規則第1号）、有田市建設工事等競争契約入札心得（一般競争入札用）及び建設工事契約約款の各条項によるものとする。

10 封筒の記載例

〒649-0399	
日本郵便株式会社 箕島郵便局留	
和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行	
開札日	令和2年4月14日
工事年度・工事番号	令和元年度（繰）第 号
工事名	有田市民球場改修工事
工事場所	有田市宮崎町地内
入札者の商号又は名称	
入札者の建設業許可番号	
担当者の所属及び氏名	
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（FAX番号）	
担当者連絡先（電子メール）	